

平成28年10月31日
(照会先)
リスク統括部長 岡村 計三
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成28年9月分)について

平成28年9月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成28年9月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成28年9月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成28年度に発生した事務処理誤りが20件、平成27年度が80件、平成26年度が23件、平成25年度以前が319件、合計442件(市区町村において発生した6件、委託業者等が発生させた27件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な392件について、日本年金機構HPに掲載しています。

〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
件数	278	9(1)	1	9	7	3	10(1)	21(2)	58(22)	13(7)	409(33)
割合	62.9%	2.3%	0.2%	2.0%	1.6%	0.7%	2.5%	5.2%	18.1%	4.5%	100.0%

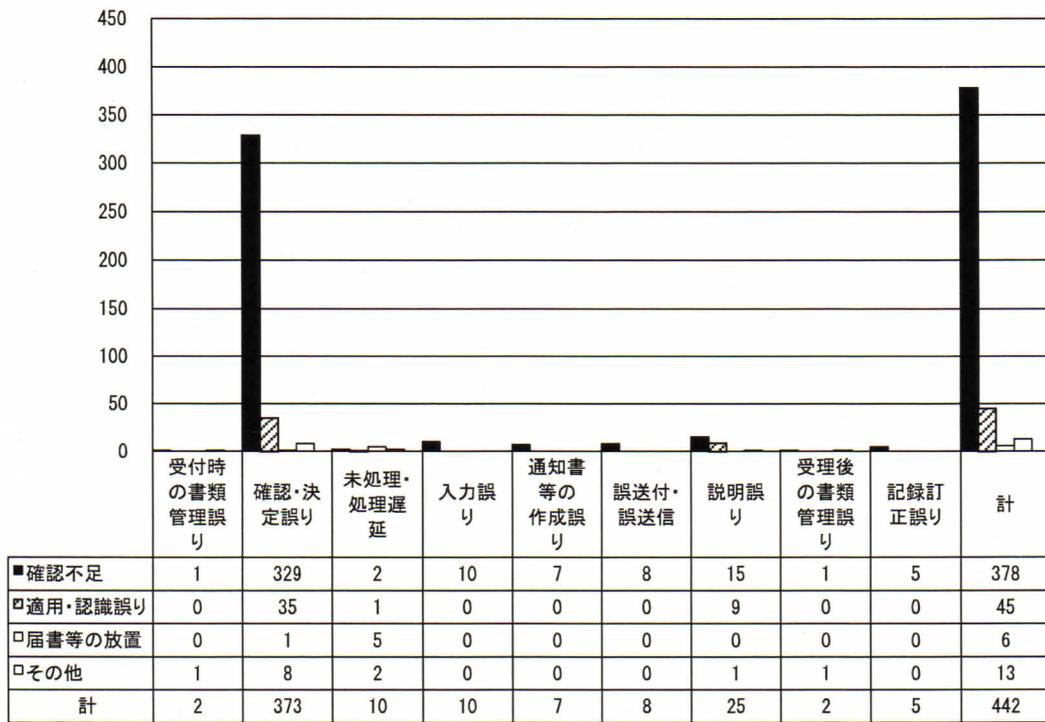
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

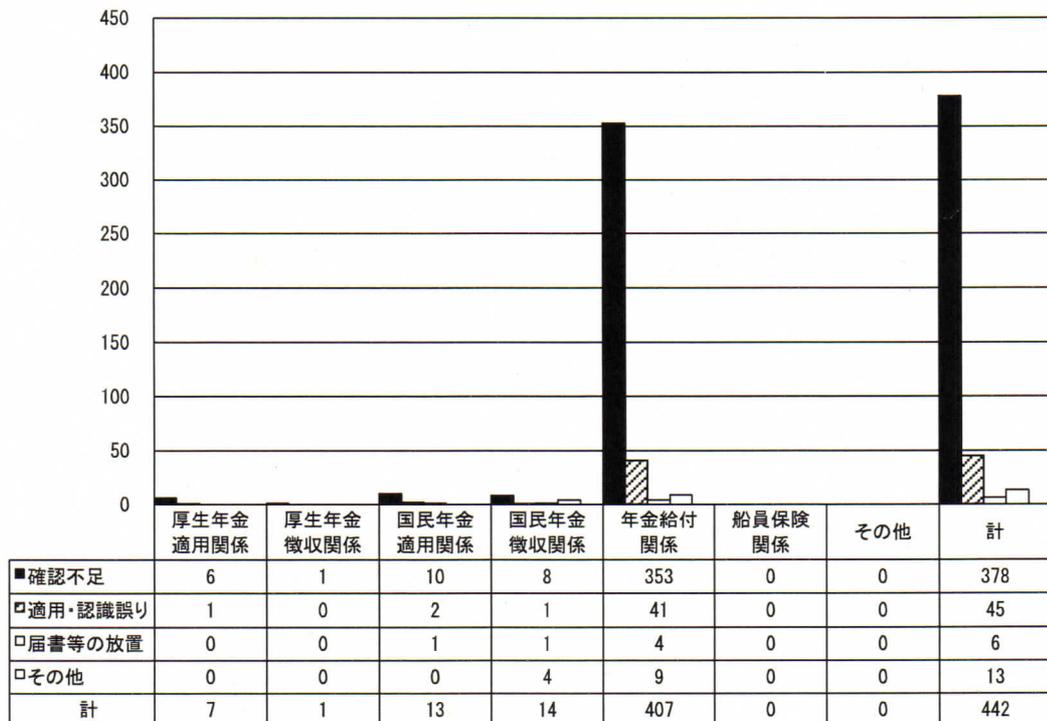
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳

	受付時の書類管理誤り	確認・決定誤り	未処理・処理遅延	入力誤り	通知書等の作成誤り	誤送付・誤送信	説明誤り	受理後の書類管理誤り	記録訂正誤り	計
■厚生年金適用関係	0	2	1	0	0	1	0	1	2	7
□厚生年金徴収関係	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
■国民年金適用関係	0	10	0	0	0	0	3	0	0	13
□国民年金徴収関係	0	6	2	0	2	0	3	1	0	14
□年金給付関係	2	354	7	10	5	7	19	0	3	407
□船員保険関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	373	10	10	7	8	25	2	5	442

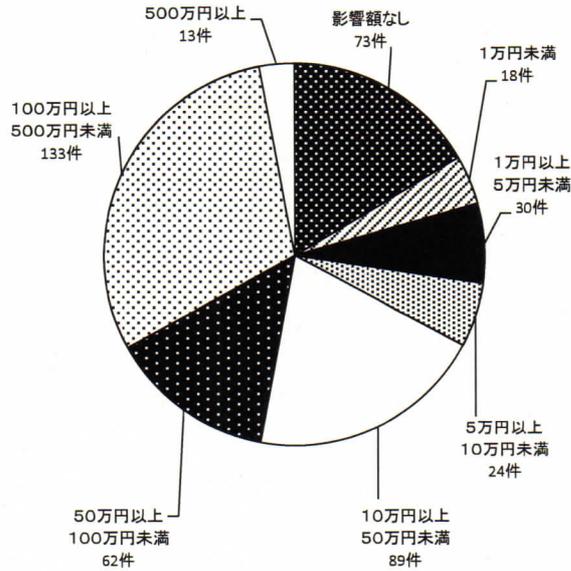
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

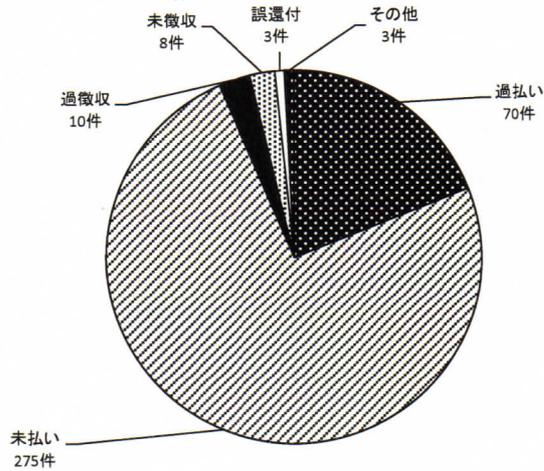


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	4	0	7	7	55	0	0	73
1万円未満	2	0	2	2	12	0	0	18
1万円以上 5万円未満	0	0	0	3	27	0	0	30
5万円以上 10万円未満	0	0	0	1	23	0	0	24
10万円以上 50万円未満	1	0	4	1	83	0	0	89
50万円以上 100万円未満	0	1	0	0	61	0	0	62
100万円以上 500万円未満	0	0	0	0	133	0	0	133
500万円以上	0	0	0	0	13	0	0	13
計	7	1	13	14	407	0	0	442

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	70件	57,615,024	823,071
未払い	275件	446,667,948	1,624,247
過徴収	10件	1,391,465	139,146
未徴収	8件	378,135	47,266
誤還付	3件	631,440	210,480
その他	3件	16,053,613	5,351,204
計	369件	522,737,625	1,416,633

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

過払いと未払いがある件	2件	16,029,876
未払いと過徴収がある件	1件	23,737

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	359件	81.2%
外部	83件	18.8%
計	442件	100.0%

○日本年金機構の平成28年9月分の事務処理誤り一覧(1～37ページ)

- | | | | |
|-------------|-------|----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 1～5 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 2P | 整理番号 6 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 3P | 整理番号 7～19 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 5P | 整理番号 20～31 |
| 5. 年金給付関係 | | 7P | 整理番号 32～392 |

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	厚生年金の記録訂正誤り	確認・決定誤り	三重	尾鷲	2016年 1月19日	2016年 1月19日	○担当部署において、旧農林共済組合員期間と重複している厚生年金被保険者記録について、本来訂正処理を行うべきところ、誤って削除していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい被保険者記録照会回答票をお渡ししました。 ●担当部署において記録訂正の処理手順について周知しました。	1名	—	0
2		記録訂正誤り	滋賀	草津	2011年 5月19日	2014年 10月14日	○お客様から問合せがあり、別人の年金記録を統合したため誤って国民年金保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、誤って還付した保険料は返納していただきました。 ●担当部署において、記録統合の際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	441,470
3		記録訂正誤り	京都	中京	2009年 11月20日	2015年 11月20日	○他の年金事務所から連絡があり、別人の年金記録を統合していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい被保険者記録照会回答票を送付しました。 ●担当部署において、記録統合の際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
4	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	山梨	事務センター	2016年 1月28日	2016年 1月29日	○事業所から問合せがあり、委託業者が健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書を他の事業所へ誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	—	0
5	厚生年金適用関係届書の未処理	未処理・処理遅延	神奈川	横浜南	2010年 7月頃	2016年 2月5日	○担当部署において処理済の届書を整理していたところ、高齢任意加入被保険者にかかる健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届について確認不足により処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行いました。 ●担当部署において高齢任意加入被保険者にかかる届書の処理手順について周知しました。	1事業所 1名	未徴収	8,121

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
6	厚生年金適用徴収関係の誤り	確認・決定誤り	埼玉	越谷	2015年 1月21日	2016年 1月12日	<p>○お客様から問合せがあり、過誤納付となっていた保険料について、本来還付すべきところ還付処理が行われていないことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。保険料等還付請求書を送付し、還付処理を行いました。</p> <p>●担当部署において事象について説明し、処理漏れがないかチェックを強化するよう周知しました。</p>	1事業所	過徴収	721,550

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
7	国民年金被保険者資格取得届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2016年 5月6日	2016年 6月27日	○お客様から問合せがあり、お客様から提出のあった国民年金被保険者資格関係届書の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
8		説明誤り	神奈川	横浜西	2011年 5月6日	2016年 4月4日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により国民年金に未加入であるにもかかわらず、資格取得届等の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。資格取得届等を受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
9	国民年金被保険者資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	新潟	上越	2015年 4月16日	2015年 12月22日	○市役所から連絡があり、市役所で社会保険の被扶養者に該当したことによる国民健康保険の資格喪失処理をした際、誤って国民年金の資格喪失届を作成したため国民年金の資格喪失処理が行われ、保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料について返納の処理を行いました。 ●市役所から届出内容の確認を徹底するとの報告がありました。	1名	誤還付	188,470
10	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	2014年 10月28日	2016年 1月28日	○お客様から問合せがあり、本来、共済組合加入期間中であるため任意加入できないにもかかわらず、任意加入申出書を受付し処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、チェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	108,710
11			神奈川	横浜西	1987年 3月26日	2016年 3月1日	○機構本部から連絡があり、国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続の案内をせず強制加入期間として保険料が納付されていたことが判明しました。 ●担当部署において、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、記録確認を徹底するよう周知しました。	7名	—	0
12			東京	品川	1981年 9月12日	2016年 2月5日	○お客様から問合せがあり、強制加入期間中であるにもかかわらず、任意加入期間としていたため、強制加入期間とならない60歳以降も国民年金保険料を徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。60歳時点の任意加入申出書を受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
13			神奈川	川崎	2013年 9月3日	2016年 4月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため、加入可能期間を超過した保険料を含めて口座振替の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、加入可能期間までの前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
14		説明誤り	和歌山	和歌山東	2014年 11月27日	2015年 9月7日	○お客様から問合せがあり、年金相談の際、既に老齢年金の受給要件を満たしていたにもかかわらず、合算対象期間の確認不足により国民年金被保険者任意加入の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	157,800
15			兵庫	東灘	2014年 5月29日	2016年 4月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金の任意加入期間についての相談時に、任意加入の申出を行う時期により老齢年金の受給権発生年月日が変わるとの説明を漏らしていたことが判明しました。 ●担当部署においてお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時は届出時期による影響について丁寧に説明することを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	183,340

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2016年 4月12日	2016年 6月23日	○お客様から問合せがあり、提出のあった国民年金第3号被保険者該当届の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
17			宮崎	事務センター	2015年 3月23日	2016年 8月29日		1名	—	0
18	国民年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2016年 6月頃	2016年 6月16日	○担当部署で確認していたところ、委託業者が市町村へ転入実態調査票の回付を行っていなかったため、お客様が居所未登録者と登録され保険料の口座振替が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。転入処理を行い、翌月に保険料の口座振替を行いました。 ●委託業者に対し、進捗管理を徹底するよう指導しました。	6名	過徴収	300
19	記録訂正の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	2011年 10月26日	2015年 4月16日	○事務センターから連絡があり、誤って年金記録を統合したことにより、納付済みの国民年金保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録を訂正し、誤って還付した保険料の返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	1,500

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
20	国民年金保険料納付書の誤り	説明誤り	三重	伊勢	2016年 6月16日	2016年 7月6日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金追納保険料についての相談対応をした際に、追納可能期間について説明を誤ったため、納付期限を超過し納付できなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、特定事由等該当申出書を受付し、処理を行いました。 ●委託業者に対し、追納可能期間の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	15,000
21			兵庫	東灘	2016年 7月14日	2016年 7月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付相談をした際に、コンビニエンスストアで納付できない納付書であるにもかかわらず説明を誤ったため、納付期限を超過し納付できなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、特定事由等該当申出書を受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、事象について周知し、相談時の納付書の確認を徹底しました。	1名	未徴収	131,720
22	国民年金保険料還付充当通知書の誤り	確認・決定誤り	大阪	平野	2016年 1月8日	2016年 6月30日	○担当部署で確認していたところ、国民年金保険料還付充当通知書の金額が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料還付充当通知書を回収し、正しい通知書をお渡ししました。 ●担当部署において、還付充当処理時の確認を徹底するよう周知しました。	4名	—	0
23	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	福岡	南福岡	2014年 3月14日	2015年 7月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申込書を受付した際、同月内の得喪の被保険者期間を算入していたため、受給権を満たすための納付月数が1ヵ月不足していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書をお渡ししました。 ●担当部署において、チェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,880
24	国民年金付加保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松西	2003年 10月24日	2016年 3月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付申出書を処理する際に、本来、納付期限が間近であるため手作業により納付書の交付を行うべきところ、交付を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、特定事由等該当申出書を受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、付加保険料納付申出書を処理する際は、納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	400
25	国民年金保険料徴収関係の誤り	確認・決定誤り	長野	小諸	2016年 3月11日	2016年 3月16日	○担当部署で確認していたところ、国民年金特定保険料納付申込書について、加入可能年数を超えているため特定保険料を納付しても老齢年金の年金額に変更は無いにもかかわらず、納付を認めているものがあることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、納付された特定保険料を還付しました。 ●担当部署において、特定保険料納付申込書を処理する際は、受給権の有無及び納付月数の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	30,860
26			愛媛	松山東	2016年 4月13日	2016年 5月6日	○事務センターから連絡があり、国民年金付加保険料を領収する際に、付加保険料を納付することのできない65歳以降の期間を含めて領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の付加保険料を還付しました。 ●担当部署において、現金領収時の年金記録や生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	9,560
27		説明誤り	北海道	札幌東	2013年 10月29日	2016年 7月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付相談をした際に、海外転出により同月内に得喪した被保険者期間について保険料の納付が必要であるにもかかわらず説明を誤ったため、納付期限を超過し納付できなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、特定事由等該当申出書を受付しました。 ●担当部署において、事象について周知し、相談時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,040
28	国民年金保険料徴収関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	兵庫	加古川	2016年 6月22日	2016年 8月1日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金の受給権があるため追納できないお客様に、追納勸奨状を送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、追納勸奨状の作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1,464名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
29	国民年金保険料徴収関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	福岡	南福岡	2015年 4月24日	2015年 10月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付書を再交付処理する際に、老齢年金の受給権があるお客様には本来、納付書の使用期限を65歳の誕生日の前々日までに訂正して交付すべきところ、訂正せずに交付したため、期限が経過し納付できなくなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、追納保険料を納付することができないことを説明しました。 ●担当部署において、後納保険料納付書を再交付処理する際は、受給資格及び生年月日を確認するよう周知徹底しました。	1名	—	0
30	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在不明	受理後の書類管理誤り	大阪	難波	2008年 4月1日	2013年 3月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付し、改めて申請書をご提出いただくよう案内しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
31	国民年金保険料納付記録照会申出書の処理漏れ	未処理・処理遅延	神奈川	横浜西	2015年 10月16日	2016年 8月5日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料記録照会申出書が処理されずに保管されていたことが判明しました。 ●処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
32	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	小田原	1990年 2月20日	2013年 9月3日	○機構本部から連絡があり、旧令共済記録の判明に伴い期間の追加及び受給権発生日の訂正を行うべきところ、受給権発生日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧令共済記録判明時には受給権発生日訂正についての確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	33,000
33			新潟県	新潟東	1981年 2月頃	2014年 3月18日	○機構本部から連絡があり、旧令共済記録の確認不足により、老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に記録及び旧令共済記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	156,857
34			北海道	札幌北	1994年 12月1日	2014年 5月28日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に記録及び合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	17,300
35			東京都	新宿	1992年 10月15日	2014年 6月9日	○機構本部から連絡があり、旧法共済の退職年金を受給している方には、旧法厚生年金保険の老齢年金を決定すべきところ、誤って新法の老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。また、このため配偶者の老齢基礎年金に本来加算されない振替加算を加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、老齢年金については未払い分をお支払いし、振替加算の過払いについては返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に共済加入記録や受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	2,490,572
36			静岡県	浜松東	1984年 12月1日	2014年 7月3日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	110,492
37			広島県	三原	1974年 11月6日	2014年 12月11日		1名	未払い	26,877
38			神奈川県	藤沢	1974年 8月14日	2014年 7月23日	○機構本部から連絡があり、誤って国民年金期間を取消して保険料を還付してしまったため、通算老齢年金の受給要件を満たさなくなったため通算老齢年金が決定されず、お客様に正しい年金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って還付した保険料の返納処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、通算対象期間の取扱い及び年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,488,615
39			鹿児島県	鹿児島南	1993年 8月20日	2014年 12月26日	○遺族年金請求の相談の際に、旧法共済の退職年金を受給している方には、旧法厚生年金保険の通算老齢年金を決定すべきところ、誤って新法の老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に共済加入記録や受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,122,106
40			岡山県	岡山東	2005年 10月27日	2015年 1月30日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合記録の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日を農林共済統合日とすべきところ、65歳到達年月日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	328,703

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
41	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	貝塚	1996年 10月16日	2015年 3月16日	○未支給年金の相談時に、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に記録及び合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	731,623
42			三重	伊勢	2015年 3月9日	2015年 5月8日	○お客様から問合せがあり、年金相談の際にお客様が65歳からの老齢年金の受給を希望していたにもかかわらず、誤って老齢基礎・厚生年金繰上げ請求書をお渡ししていたため、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。65歳支給の年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時にお渡しする請求書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,080,398
43			北海道	釧路	1983年 12月頃	2015年 6月10日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	267,000
44			高知	高知西	1994年 3月3日	2015年 9月11日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類及び記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
45			神奈川	横浜西	1998年 4月30日	2015年 10月19日	○事務センターから連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日を60歳到達年月日とすべきところ、厚生年金保険に加入して1年を経過した日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧三共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	550,512
46			大分	佐伯	2015年 11月10日	2015年 11月24日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に記録及び合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	40,514
47			香川	事務センター	2012年 2月2日	2015年 10月27日	○未支給年金の相談時に確認したところ、老齢基礎年金を決定した際に、特別支給の老齢厚生と老齢厚生年金の受給権もあるにもかかわらず、決定が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	562,983

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
48	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	富山	富山	2015年 9月10日	2015年 9月14日	○年金請求の相談を行った際に、前回相談時に所得証明書等の添付をご案内すべくと、誤って共済年金の改定通知書の添付をご案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金請求時に必要な添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
49			広島	広島西	2015年 10月1日	2015年 12月15日	○事業所から問合せがあり、委託社会保険労務士が厚生年金基金より支給される年金額の考慮をもちいたため、在職老齢年金が支給停止とならない標準報酬月額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	—	0
50			岐阜	岐阜北	2015年 11月12日	2015年 12月15日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、年金額の改定時期について、本来、65歳到達月の翌月と説明するべきところ、誤って退職月の翌月からと説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金額の改定時期について確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
51			福岡	小倉南	2015年 2月25日	2016年 1月22日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金を繰り上げ受給していることの確認を漏らしたため、誤った65歳時点の年金見込み額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
52			愛知	豊田	2015年 9月7日	2016年 2月10日	○事業所から問合せがあり、委託社会保険労務士が標準賞与額についての考慮を漏らしたため、在職老齢年金が支給停止とならない標準報酬月額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	—	0
53	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	広島	三原	1989年 5月1日	2014年 7月23日	○事務センターから連絡があり、厚生年金保険の第四種被保険者期間の加入可能期間を超過した状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	23,737
54			愛知	熱田	1985年 8月29日	2014年 7月28日	○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金保険の第四種被保険者期間の加入可能期間を超過した状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	215,161
55			愛媛	宇和島	1987年 3月頃	2014年 10月31日	●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	145,400
56			大阪	淀川	1986年 7月31日	2015年 1月30日		1名	過徴収	8,560
57			富山	富山	1980年 9月頃	2014年 11月17日	○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金保険の第四種被保険者期間の加入可能期間を超過した状態で老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	12,147

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
58	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	熱田	1983年 7月1日	2015年 2月3日	○年金相談時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、厚生年金保険の第四種被保険者期間の加入期間を超過した状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	258,130
59			埼玉	川越	1998年 3月19日	2015年 6月19日		1名	過払い	45,872
60			沖縄	那覇	2001年 3月15日	2015年 8月10日		1名	過徴収	203,776
61			岡山	倉敷西	1992年 2月27日	2015年 8月24日		1名	過払い	28,557
62			福井	武生	2006年 6月22日	2016年 4月14日		1名	過払い	1,150,221
63			老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	三重	津		1984年 6月頃	2014年 7月13日	○事務センターや機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。
64	北海道	室蘭			1967年 6月1日	2014年 8月27日	1名	未払い	168,500	
65	広島	呉			1978年 12月1日	2014年 9月10日	1名	未払い	630,126	
66	静岡	島田			1994年 2月22日	2015年 2月27日	1名	未払い	2,576,837	
67	徳島	徳島北			1994年 9月1日	2015年 3月9日	1名	未払い	2,938,070	
68	神奈川	横浜南			1988年 12月16日	2015年 4月24日	1名	未払い	703,273	
69	徳島	徳島南			1991年 10月20日	2015年 5月15日	1名	未払い	516,861	
70	滋賀	草津			1989年 1月25日	2015年 6月1日	1名	未払い	551,419	
71	新潟	新発田			1987年 12月24日	2015年 7月13日	1名	未払い	1,660,999	
72	北海道	釧路			1989年 6月頃	2015年 9月10日	1名	未払い	950,000	
73	京都	舞鶴			2011年 8月4日	2015年 9月28日	1名	未払い	4,973,499	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
74	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎南	1979年 5月14日	2015年 3月6日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険の被保険者記録の一部及び船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	694,698
75			大分	別府	1984年 5月頃	2014年 4月18日	○事務センターや機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	259,018
76			愛知	豊橋	1990年 4月26日	2015年 9月17日		2名	未払い	547,962
77	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	岩手	宮古	1985年 12月5日	2012年 11月27日	○年金記録の確認を行っていたところ、農林共済へ移管すべき厚生年金被保険者期間を含めたまま誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時に記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	345,300
78			長野	飯田	1992年 3月26日	2013年 10月10日	○事務センターから連絡があり、職歴等の確認不足により旧令共済期間の算入を漏らし老齢年金および遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,188,504
79			東京	板橋	1994年 1月27日	2014年 4月11日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足のため、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,097,727
80			高知	高知西	1994年 11月24日	2014年 5月28日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の決定時に旧農林共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,580,983
81			北海道	札幌北	1983年 6月30日	2014年 8月1日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,148,696

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
82	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	小田原	2008年 6月25日	2014年 8月8日	○遺族年金の請求時の記録確認又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	103,319
83			秋田	大曲	1998年 7月16日	2014年 8月28日		1名	過払い	3,725,900
84			兵庫	明石	2005年 4月2日	2014年 10月10日		1名	過払い	1,648,505
85			東京	新宿	2007年 8月23日	2014年 10月17日		1名	過払い	1,912,199
86			東京	世田谷	2004年 6月17日	2014年 10月17日		1名	過払い	1,895,503
87			京都	中京	2005年 11月18日	2014年 10月17日		1名	過払い	3,467,861
88			大阪	枚方	2004年 12月16日	2014年 10月17日		1名	過払い	1,619,589
89			神奈川	横浜西	2009年 9月25日	2014年 10月17日		1名	過払い	1,577,181
90			沖縄	石垣	1999年 11月27日	2014年 10月20日		1名	過払い	2,323,598
91			埼玉	浦和	2009年 5月21日	2014年 10月20日		1名	過払い	7,843
92			東京	府中	2008年 6月15日	2014年 10月20日		1名	過払い	9,050
93			三重	津	2008年 11月13日	2014年 10月21日		1名	過払い	7,765
94			島根	浜田	2008年 4月24日	2014年 11月10日		1名	過払い	3,602
95			岡山	倉敷東	1991年 5月1日	2014年 11月12日		1名	過払い	1,612,473
96			北海道	帯広	2004年 3月27日	2014年 11月27日		1名	過払い	1,378,978
97			愛知	名古屋西	1995年 8月31日	2015年 1月27日		1名	過払い	1,797,891
98			福岡	南福岡	1993年 6月3日	2015年 4月16日		1名	未払い	362,592
99			兵庫	豊岡	1991年 7月20日	2015年 6月30日		1名	過払い	562,814
100			大阪	大阪広域 事務センター	2011年 2月24日	2015年 12月7日		1名	未払い	78,822

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
101	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	2011年 7月17日	2014年 10月21日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
102			三重	津	2000年 11月9日	2015年 7月9日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
103			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 2月4日	2016年 6月15日	○共済組合から問合せがあり、被用者年金一元化法施行後に年金事務所で共済年金の受給権を有するお客様の届書等を受付する場合は、共済組合へ情報を提供すべきところ、情報提供がされていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ情報提供を行いました。 ●担当部署において事象について周知し、共済組合への情報提供の要否の確認及び、事務処理マニュアルに基づく取扱いを徹底しました。	1名	—	0
104					2016年 3月24日	2016年 6月15日	●担当部署において事象について周知し、共済組合への情報提供の要否の確認及び、事務処理マニュアルに基づく取扱いを徹底しました。	1名	—	0
105			兵庫	明石	2002年 4月26日	2014年 12月19日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日を農林共済統合日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	152,636
106			青森	青森	2005年 3月10日	2015年 5月20日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日を農林共済統合日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	114,258
107			福井	武生	1990年 8月30日	2015年 8月11日	○遺族年金の相談時に、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。また、このため配偶者に本来支給することのできない振替加算を加算して老齢基礎年金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	3,171,411
108			沖縄	名護	2002年 7月17日	2015年 4月16日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の決定時に旧農林共済組合期間について、本来、厚生年金の被保険者期間とすべきところ、誤って共済加入期間と登録したため、特別支給の老齢厚生年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	31,835
109			千葉	船橋	1979年 10月25日	2015年 6月18日	○事務センターから連絡があり、農林共済へ移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時に記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,591,392

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
110	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (年金記録企画部)	2015年 8月14日	2015年 10月28日	○他の部署から連絡があり、遺族年金を決定する際に、厚生年金被保険者期間と重複する昭和34年1月以前の旧農林共済組合期間について、誤って遺族年金の金額の対象期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	10,724
111			神奈川県	鶴見	2015年 11月20日	2016年 3月25日	○お客様から問合せがあり、被用者年金一元化法施行後に年金事務所共済年金の受給権を有するお客様の届書等を受付する場合は、共済組合へ情報を提供すべきところ、情報提供がされていなかったため、お客様に正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、共済組合へ情報提供を行いました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において事象について周知し、共済組合への情報提供の要否の確認及び、事務処理マニュアルに基づく取扱いを徹底しました。	1名	未払い	268,000
112	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	山形	米沢	1979年 3月頃	2015年 2月12日	○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたこと及び、旧令共済記録の算入を漏らして老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	88,976
113			大阪	貝塚	1984年 3月1日	2014年 6月27日	●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	878,852
114			神奈川県	横浜西	1996年 4月頃	2015年 8月5日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金の退職改定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	760,490
115			熊本	事務センター	2015年 10月7日	2015年 11月2日		1名	未払い	102,316
116			滋賀	大津	2006年 8月17日	2015年 10月5日	○事務センターや機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	562,411
117			北海道	新さっぽろ	1983年 4月1日	2015年 2月17日		1名	過払い	36,065
118			埼玉県	川越	1989年 3月14日	2015年 7月22日		1名	未払い	70,437
119			熊本	本渡	2002年 6月頃	2016年 3月24日	○機構本部から連絡があり、農林継続高齢任意加入被保険者記録の追加を漏らし老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	560,616

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
120	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	1998年 4月10日	2014年 5月12日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金と旧農林共済組合の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の国民年金保険料を還付し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	804,156
121			大阪	貝塚	2000年 2月3日	2014年 6月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金を決定する際に、任意加入期間のため国民年金保険料の免除とはならない期間を免除期間としたまま決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	63,332
122			愛知	熱田	1994年 1月19日	2014年 7月28日	○事務センターから連絡があり、別人の厚生年金被保険者記録を統合したことにより、誤って国民年金被保険者記録を削除したため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時の本人確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,075,620
123			東京	北	1985年 10月16日	2015年 2月9日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の国民年金保険料を還付し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	20,042
124			京都	京都西	1979年 11月14日	2015年 3月10日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
125			大阪	玉出	1980年 10月1日	2015年 10月1日	○年金記録の確認時に、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
126			東京	中野	1986年 4月1日	2014年 9月29日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の確認不足により、老齢年金の退職改定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	3,686,734
127			秋田	大曲	1986年 4月1日	2015年 2月2日	●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	4,220,554

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
128	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	福島	東北福島	2006年 4月1日	2015年 2月5日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、厚生年金被保険者記録の確認不足により、老齢年金の退職改定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,531,475
129			北海道	札幌北	1984年 5月頃	2015年 10月6日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の確認不足により、老齢年金の退職改定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	547,922
130			神奈川	平塚	1987年 11月19日	2013年 8月9日	○事務センターから連絡があり、別人の記録が混在した年金記録で誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。また、このため配偶者の老齢基礎年金に本来加算のできない振替加算を加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	1,084,726
131			大阪	吹田	1980年 12月1日	2015年 1月29日	○機構本部から連絡があり、国民年金第3号被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	22,653
132			大阪	城東	2009年 9月4日	2014年 3月13日	○未支給年金請求時に、本来脱退手当金の支給期間は合算対象期間とすべきところ、厚生年金被保険者期間に算入し老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求書の審査時には、脱退手当金等の年金記録の確認を徹底するよう周知徹底しました。	1名	過払い	1,109,029
133			富山	高岡	1986年 4月1日	2014年 5月12日	○機構本部から連絡があり、退職改定処理を行った際、厚生年金被保険者記録の一部を誤り決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	15,081
134			説明誤り	埼玉	川越	1978年 2月頃	2014年 7月4日	○お客様から問合せがあり、通算対象期間の確認不足により、通算老齢年金の受給資格が無いと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時の記録確認及び通算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
135	老齢年金の繰上げ・繰り下げの誤り	確認・決定誤り	大阪	城東	1993年 4月10日	2015年 3月17日	○未支給年金の相談時に確認したところ、繰上げ請求による老齢基礎年金を決定した際に、特別支給の老齢厚生と老齢厚生年金の受給権もあるにもかかわらず、決定が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,031,475
136			兵庫	姫路	2012年 5月31日	2015年 6月17日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求書の受付時の確認不足により、お客様が一部繰り上げ請求を希望しているにもかかわらず、全部繰り上げ請求で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰り上げ請求の年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	550,632
137			東京	上野	2012年 4月6日	2015年 7月15日	○お客様から問合せがあり、全部繰り上げによる老齢基礎年金の決定時に、受給状況の確認不足により旧三共済の定額部分相当額の調整が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰り上げ請求の年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,248,252
138			富山	富山	2015年 5月8日	2015年 7月24日	○お客様から問合せがあり、66歳からの老齢基礎年金の繰下請求を希望していたため、本来、老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書を受付すべきところ、誤って65歳支給の老齢基礎厚生年金裁定請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金決定を取消し、繰下げ請求書を提出いただき処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、受付時の提出書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,094,252
139			兵庫	事務センター	2015年 4月9日	2015年 9月1日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、繰上げによる老齢基礎年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	213,150
140			香川	事務センター	2015年 10月22日	2015年 12月15日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、お客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,011,881
141			埼玉	川越	2015年 6月16日	2015年 10月16日	○お客様から問合せがあり、未請求であった老齢年金を請求する相談の際に、繰下げ請求した場合に遡及して支払いがされる年金について誤って説明し、繰下げした老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰下げ請求を取消し、65歳支給の老齢基礎厚生年金裁定請求書を受け付けの上処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	216,847
142			三重	事務センター	2016年 2月18日	2016年 4月7日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金請求書の入力項目の記載を漏らしたことから、お客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,795,855

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
143	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	半田	2008年 5月29日	2010年 6月30日	○内部点検により、お客様から児童扶養手当を受給するとの理由で遺族厚生年金の取消しの申請があった際に、本来、取消しはできないにもかかわらず、誤って取消処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族年金の決定取消の取消処理を行いました。 ●担当部署において、決定済みの年金の取消し処理時の確認等を徹底するよう周知しました。	2名	—	0	
144			秋田	秋田	2015年 9月3日	2015年 10月14日	○お客様から問い合わせがあり、年金相談の際に、本来、受給資格のある夫と子の遺族年金請求書を受け付けすべきところ、夫の請求書について案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族年金請求書をご提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	974,131	
145			福島	事務センター	2015年 10月6日	2015年 11月2日	○共済組合から問合せがあり、委託業者が遺族厚生年金の年金請求書の入力の際、受給権発 生年月日を誤って入力して遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払 われたことを確認しました。 ●委託業者に対して、入力時の請求書の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しまし た。	1名	未払い	50,680	
146			岡山	岡山東	1985年 4月18日	2015年 4月28日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部や事務センターからの連絡により、厚生年金被保 険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払 われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	273,171	
147			神奈川	横浜西	2012年 3月27日	2012年 6月18日		1名	未払い	136,401	
148			山形	鶴岡	1998年 1月29日	2014年 6月5日		1名	未払い	1,024,933	
149			愛知	熱田	1983年 9月29日	2014年 9月26日		1名	未払い	385,785	
150			秋田	鷹巣	1996年 3月21日	2015年 5月27日		1名	未払い	523,225	
151			北海道	小樽	1984年 8月2日	2015年 6月5日		1名	未払い	59,979	
152			宮城	仙台北	2004年 9月16日	2015年 6月25日		1名	未払い	12,939	
153			島根	出雲	1996年 12月26日	2015年 7月1日		1名	未払い	1,069,928	
154			神奈川	横浜南	2010年 6月17日	2015年 12月18日		1名	未払い	11,717	
155			鳥取	倉吉	1998年 10月1日	2015年 7月15日		○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金保険及び船員保険の被保険者記録があ るにもかかわらず、厚生年金被保険者記録を漏らして遺族年金を決定していたことが判明しまし た。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払 われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	733,664
156			岩手	花巻	1997年 4月24日	2013年 11月21日		1名	未払い	3,325,013	
157			山口	山口	1996年 4月11日	2015年 5月22日		1名	未払い	340,057	
158			茨城	水戸北	2004年 11月11日	2015年 7月31日		1名	未払い	217,816	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
159	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2010年 7月29日	2015年 8月19日	○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金保険及び船員保険の被保険者記録があるにもかかわらず、厚生年金被保険者記録を漏らして遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,119,572
160			岡山	倉敷東	1999年 12月17日	2015年 4月13日		1名	未払い	1,061,447
161			宮城	仙台北	1985年 3月20日	2015年 2月10日		1名	未払い	1,935,655
162			大阪	守口	2015年 4月2日	2015年 7月7日		1名	未払い	1,080,450
163			鹿児島	鹿児島南	1991年 1月31日	2016年 2月15日		1名	過払い	54,609
164			千葉	松戸	2004年 6月頃	2014年 1月15日		1名	過払い	1,685,423
165			千葉	千葉	1992年 4月25日	2015年 6月18日		1名	過払い	1,786,652
166			三重	津	1991年 5月15日	2015年 1月5日		1名	過払い	148,454
167			神奈川	高津	2000年 3月2日	2015年 6月19日		1名	未払い	244,171
168			福島	平	1990年 8月16日	2015年 6月25日		1名	未払い	588,915
169			神奈川	相模原	2002年 11月7日	2015年 6月29日		1名	未払い	2,027,820
170			北海道	札幌北	1997年 5月29日	2013年 4月17日		1名	未払い	135,728
171			鹿児島	川内	2005年 6月17日	2014年 3月19日		1名	未払い	785,103
172			千葉	事務センター	2008年 1月22日	2014年 5月27日		1名	未払い	492,186
173	神奈川	横浜南	2009年 2月26日	2014年 8月1日	1名	未払い	630,946			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
174	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜西	2000年 10月28日	2014年 8月8日	○事務センターや他の部署から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	43,809
175			島根	松江	1999年 7月22日	2014年 8月25日		1名	未払い	2,417,553
176					1996年 5月9日	2014年 9月3日		1名	未払い	924,327
177			岡山	岡山東	2008年 7月16日	2014年 11月5日		1名	未払い	35,652
178			神奈川県	相模原	1998年 1月11日	2014年 11月25日		1名	未払い	1,058,893
179			兵庫県	尼崎	2003年 4月1日	2015年 1月5日		1名	未払い	256,808
180			鹿児島	奄美大島	2001年 4月5日	2015年 4月20日		1名	未払い	313,600
181			山口	宇部	1998年 3月19日	2015年 4月27日		1名	未払い	3,997,313
182			静岡県	富士	2004年 11月15日	2015年 5月18日		1名	未払い	1,384,561
183			千葉県	千葉	1991年 8月24日	2015年 7月3日		1名	未払い	639,586
184			宮崎	都城	2006年 5月11日	2015年 7月9日		1名	未払い	449,559
185			広島	広島西	1966年 4月25日	2015年 10月27日		1名	未払い	780,483
186			神奈川県	高津	1986年 9月11日	2016年 5月26日		1名	未払い	1,647,987
187			静岡県	富士	1992年 4月20日	2014年 2月17日		2名	未払い	2,099,392
188	山梨	甲府	2014年 12月18日	2015年 3月18日	1名	未払い	216,868			
189	和歌山	和歌山東	2014年 12月3日	2015年 3月20日	1名	過払い	16,531			
190	東京	江東	2015年 6月16日	2015年 8月20日	1名	未払い	397,149			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
191	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岐阜	岐阜北	1989年 7月13日	2015年 1月13日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の決定時の年金記録の確認不足により、本来、沖縄特例により支給されるべき寡婦加算の加算がされていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び沖縄特例の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	14,487,356	
192			愛媛	松山東	1976年 12月1日	2014年 11月12日	○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金の決定時の確認不足により、本来、遺族共済年金を受給しているため支給停止となる特別寡婦加算について停止処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時における他年金の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	702,844	
193		説明誤り	三重	伊勢	2015年 12月24日	2016年 1月7日	○お客様から問合せがあり、遺族厚生年金請求の相談時に、遺族厚生年金について老齢厚生年金等に相当する額が支給停止となるとの説明を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、相談時の年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
194	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	三重	伊勢	2006年 4月26日	2014年 9月22日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金請求書の受付時に加算額の対象となる子の記載の案内を漏らしたため、子の加算がされずに障害基礎年金が決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付時の記載項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,113,813	
195			本部	機構本部 (障害年金 業務部)	2015年 8月20日	2015年 9月1日	○お客様から問合せがあり、障害年金決定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、請求書入力時及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
196			宮城	仙台広域 事務センター	2015年 6月26日	2015年 9月24日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金にかかる現況届の認定時に、本来、継続して支給とすべきところ誤って支給停止の処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、認定時における書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	65,008	
197			熊本	事務センター		2011年 1月6日	2015年 10月26日	○機構本部から連絡があり、障害基礎年金の決定時の確認不足により障害認定日の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、請求書入力時及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
198						2015年 11月6日	2015年 11月25日	○担当部署において点検を行ったところ、障害基礎年金にかかる現況届の認定時に、本来、支給停止とすべき期間について誤って支給停止の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、返納の処理を行いました。 ●担当部署において、認定時における書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	322,000
199			大阪	大阪広域 事務センター	2009年 1月25日	2015年 12月17日	○他の部署から連絡があり、障害年金決定時に子の生年月日や添付書類の確認不足から加算額の対象となる子の登録を漏らしたため、子の加算がされずに障害基礎年金が決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や添付書類等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	328,016	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
200	障害年金の受給要件等の誤り	入力誤り	愛媛	事務センター	2015年 11月26日	2015年 12月7日	○お客様から問い合わせがあり、障害年金決定時に子の生年月日や添付書類の確認不足から加算額の対象となる子の登録を漏らしたため、子の加算がされずに障害基礎年金が決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や添付書類等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,708
201		受付時の書類管理誤り	宮城	仙台北	2015年 11月4日	2015年 12月4日	○お客様から問合せがあり、市役所においてお客様が提出された障害基礎年金所得状況届の回付が遅れたため、年金の支払いが差止めになっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。所得状況届の回付を受け処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市役所に、年金事務所への進達漏れがないよう事務処理方法を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	325,032
202		説明誤り	大阪	東大阪	2015年 10月23日	2015年 11月20日	○障害年金請求時の相談の際に、街角の年金相談センターにおいて納付要件の確認不足により、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
203	宮城		仙台北	2015年 8月25日	2015年 12月18日	○年金相談時に、障害基礎年金の差し止めの解除に必要な書類として、所得状況届の提出を説明すべきところ、誤って診断書の提出を説明していたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、相談時には必要な提出書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
204	神奈川		厚木	2016年 2月4日	2016年 2月4日	○障害年金の審査時に、老齢基礎年金の繰上げ請求者であるため、事後重症による障害基礎年金請求ができないにもかかわらず、請求のご案内をし請求書を受付けていたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談時には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
205	障害基礎年金の支払遅延	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2016年 9月頃	2016年 10月11日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金所得状況届の処理において入力処理の完了の確認が不十分であったため、10月14日(金)の支払日には年金が支払われなかったことが判明しました。 ●担当部署より、該当のお客様にお電話にてお詫びの上、お詫びの文書を送付しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、処理の確認を徹底するよう周知するとともに、事務処理手順の再点検を行うこととしています。	2名	未払い	292,536
206			北海道	事務センター	2016年 9月頃	2016年 10月14日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金所得状況届の処理において入力処理の完了の確認が不十分であったため、10月14日(金)の支払日に年金が支払われなかったことが判明しました。 ●担当部署より、該当のお客様にお電話にてお詫びの上、お詫びの文書を送付しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、処理の確認を徹底するよう周知するとともに、事務処理手順の再点検を行うこととしています。	2名	未払い	409,700
207			岐阜	事務センター	2016年 9月頃	2016年 10月14日	○内部点検を行ったところ、障害基礎年金所得状況届の処理において入力処理の完了の確認が不十分であったため、10月14日(金)の支払日に年金が支払われなかったことが判明しました。 ●担当部署より、該当のお客様にお電話にてお詫びの上、お詫びの文書を送付しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、処理の確認を徹底するよう周知するとともに、事務処理手順の再点検を行うこととしています。 (平成28年10月15日に機構HPIにてお知らせした事案)	8名	未払い	3,081,777

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
208	障害基礎年金の支払遅延	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2016年9月頃	2016年10月14日	○お客様から連絡があり、障害基礎年金所得状況届の処理において入力処理の完了の確認が不十分であったため、10月14日(金)の支払日に年金が支払われなかったことが判明しました。 ●担当部署より、該当のお客様にお電話にてお詫びの上、お詫びの文書を送付しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、処理の確認を徹底するよう周知するとともに、事務処理手順の再点検を行うこととしています。 (平成28年10月15日に機構HPIにてお知らせした事案)	212名	未払い	31,040,548
209	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	三重	伊勢	2006年9月29日	2014年12月16日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の死亡失権処理時に死亡年月日を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、失権処理時の死亡年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	157,133
210			福岡	福岡広域事務センター	2015年9月10日	2015年12月21日	○市役所から連絡があり、国民年金障害基礎年金所得状況届連名簿の審査の後、審査結果の入力処理を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力処理時の確認、入力処理後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	325,032
211			大阪	大手前	2015年12月14日	2016年1月21日	○年金相談事跡の確認を行ったところ、年金相談時に標準報酬月額の変更に伴う年金額の変更時期について、本来、お届けを案内するべき年金額仮計算書の案内を漏らしたため、説明を行った時期に年金が支払われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時には必要な提出書類の提出時期の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	128,308
212			本部	機構本部(業務渉外部)	2016年1月8日	2016年1月28日	○内部点検により、第三者行為事故に係る支給停止処理を行う際、支給停止期間を誤り処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われた。 ●担当部署において、入力時及び入力処理後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	223,066
213			東京	足立	1977年10月1日	2015年6月12日	○機構本部から連絡があり、在職中の支給停止割合の変更に伴う警告リスト等の確認不足により、在職老齢年金の支給停止割合を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	1,700
214			神奈川	横浜南	1980年6月頃	2016年1月22日	●担当部署において、今回の事象について周知しました。	1名	未払い	203,140
215					1982年5月頃	2016年1月29日	○機構本部から連絡があり、在職中の支給停止割合の変更に伴う警告リスト等の確認不足により、在職老齢年金の支給停止割合を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	40,624
216			大阪	貝塚	1981年7月1日	2014年11月14日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の判明に伴い、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤り決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	881,515
217	東京	渋谷	1978年6月1日	2014年11月17日	●担当部署において、裁定替え時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	216,385		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
218	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	所沢	1985年 9月頃	2014年 12月8日	○事務センターから連絡があり、旧令共済記録の判明に伴い、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定が必要であるにもかかわらず、通算老齢年金に判明した記録を追加し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定替え時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,287,255
219			徳島	徳島北	1987年 10月1日	2015年 4月17日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の判明に伴い、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行った際に厚生年金被保険者記録の一部を誤り決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	963,474
220			滋賀	大津	1980年 1月頃	2016年 3月24日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の決定を行った際に厚生年金被保険者記録の一部を誤り決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	76,864
221			広島	広島南	1986年 4月頃	2014年 6月16日	○機構本部から連絡があり、昭和61年法律改正により65歳到達時に厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	542,910
222			鳥取	米子	1979年 3月4日	2014年 3月5日	○機構本部から連絡があり、再裁定の審査時に旧令共済記録の判明に伴い、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定が必要であるにもかかわらず、通算老齢年金に判明した記録を追加し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定替え時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,036,159
223			加給年金の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	1993年 8月11日	2013年 3月14日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名
224	宮城	古川			1986年 8月16日	2015年 4月27日	1名	未払い		6,222,126
225	佐賀	佐賀			1995年 10月9日	2015年 7月13日	1名	未払い		194,475
226	千葉	千葉			1989年 8月25日	2015年 7月31日	1名	未払い		410,470
227	愛知	名古屋北			1991年 3月14日	2015年 7月31日	1名	未払い		129,800
228	神奈川	鶴見			1994年 9月12日	2015年 9月14日	1名	未払い		350,372
229	福岡	直方			1994年 3月3日	2015年 11月26日	1名	未払い		493,063
230	大分	大分			2004年 4月28日	2016年 3月14日	1名	未払い		33,208

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
231	加給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2013年 7月10日	2016年 2月22日	○警告リストの確認により、雇用保険の基本手当の受給に伴い特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止となっていたものについて、調整期間が終了し支給が開始された時点で配偶者が年金受給を開始していたため加給年金を停止すべきところ、処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、支給停止解除を行う際の処理の取扱いを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	32,766
232			北海道	釧路	2009年 10月1日	2015年 8月6日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金裁定時に必要な書類の案内を漏らしていたため、加給年金額の加算が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	988,000
233			愛知	豊橋	2008年 10月28日	2015年 10月22日	●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,244,364
234			群馬	高崎	2010年 5月20日	2016年 4月26日		1名	未払い	2,351,000
235			長崎	長崎北	2015年 7月13日	2015年 12月21日	○年金相談時の記録確認により、委託社会保険労務士が老齢年金裁定時に必要な書類の案内を漏らしていたため、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会より委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	未払い	227,559
236			神奈川	相模原	1991年 3月28日	2014年 11月12日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の決定時に、誤って加給年金について支給停止を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	124,533
237			群馬	高崎	1995年 7月13日	2015年 4月23日	●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,599,141
238			神奈川	小田原	2004年 7月15日	2014年 11月11日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金裁定時に必要な書類の案内を漏らしていたため、加給年金額及び振替加算の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,806,008
239			大阪	今里	2015年 4月10日	2015年 8月17日	○お客様から問合せがあり、加給対象者の要件の確認不足から、加給年金の加算対象者とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、生計維持関係など加給年金対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
240			大分	大分	2016年 4月18日	2016年 7月7日	○機構本部から連絡があり、本来58歳時点の生計維持関係を確認のうえ老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届の提出をお願いすべきところ、不要である65歳時点のものの提出をお願いしたため、不要な届書を受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、加給年金対象者の要件及び提出書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
241	振替加算の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	1991年 2月28日	2014年 1月27日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の支給を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,073,768
242			神奈川県	藤沢	1992年 7月20日	2014年 8月29日		1名	未払い	1,253,415
243			東京都	北	1996年 9月20日	2014年 9月4日		1名	未払い	3,903,231
244			北海道	札幌北	1992年 1月9日	2014年 11月10日		1名	未払い	16,866
245			兵庫県	西宮	1992年 5月27日	2014年 12月4日		1名	過払い	1,118,100
246			千葉県	佐原	2007年 4月15日	2015年 1月20日		1名	未払い	305,266
247			神奈川県	横浜中	2007年 10月20日	2015年 1月30日		1名	未払い	930,593
248			京都府	舞鶴	1986年 8月22日	2015年 2月26日		1名	未払い	218,574
249			鳥取県	倉吉	1994年 5月28日	2015年 5月19日		1名	過払い	1,038,450
250			徳島県	徳島南	1995年 2月16日	2015年 5月27日		1名	過払い	730,887
251			神奈川県	横浜南	1990年 4月26日	2015年 5月29日		1名	未払い	4,385,025
252			京都府	京都南	1998年 4月23日	2015年 6月3日		1名	未払い	2,721,968
253			秋田県	鷹巣	1995年 5月11日	2015年 6月15日		1名	過払い	776,841
254			千葉県	木更津	1993年 5月21日	2015年 6月22日		1名	未払い	4,399,423
255			埼玉県	越谷	1993年 3月24日	2015年 6月29日		1名	未払い	4,220,685
256			新潟県	長岡	2007年 8月2日	2015年 7月13日		1名	未払い	1,091,741
257			青森県	弘前	2000年 10月24日	2015年 7月21日		1名	過払い	856,070
258			広島県	三原	2002年 3月31日	2015年 9月11日		1名	未払い	2,237,339
259			熊本県	熊本西	2009年 8月5日	2015年 9月28日		1名	未払い	733,818
260			北海道	旭川	1991年 6月2日	2015年 11月25日		1名	未払い	5,503,433
261			大分県	日田	1992年 7月19日	2016年 1月4日		1名	未払い	5,242,413
262			東京都	府中	1992年 6月15日	2016年 2月3日		1名	未払い	4,077,123
263			広島県	三原	1989年 2月10日	2016年 4月14日		1名	未払い	5,129,807

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
264	振替加算の誤り	確認・決定誤り	長野	伊那	1990年 7月5日	2013年 8月12日	○未支給年金の審査時に、年金決定時の年金記録の確認不足から、配偶者の基礎年金番号を誤って登録を行ったことにより、振替加算が加算されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,283,651
265			長野	岡谷	1992年 10月17日	2013年 8月29日		1名	未払い	3,699,516
266			神奈川	高津	1999年 1月28日	2014年 4月18日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,580,915
267			兵庫	豊岡	1993年 1月29日	2014年 8月15日		1名	未払い	3,597,000
268			福井	福井	1994年 12月31日	2015年 3月12日	1名	未払い	4,130,000	
269			沖縄	コザ	1990年 8月23日	2015年 3月13日	1名	未払い	4,592,958	
270			大阪	大手前	1998年 10月1日	2015年 3月23日	1名	未払い	2,266,835	
271			岡山	倉敷東	1990年 8月9日	2015年 4月21日	1名	未払い	3,212,222	
272			千葉	千葉	1991年 4月25日	2015年 6月24日	1名	未払い	4,296,600	
273			岡山	岡山東	1994年 7月7日	2015年 7月17日	1名	未払い	3,122,417	
274			三重	伊勢	1996年 8月28日	2015年 7月17日	1名	未払い	3,804,978	
275			千葉	佐原	2004年 7月14日	2015年 7月23日	1名	未払い	773,327	
276			兵庫	姫路	1992年 2月13日	2015年 7月27日	1名	未払い	5,323,731	
277			千葉	千葉	1993年 7月24日	2015年 8月3日	1名	未払い	4,837,980	
278			大阪	吹田	2005年 6月12日	2015年 8月11日	1名	未払い	607,425	
279			愛知	名古屋西	1996年 1月13日	2015年 8月25日	1名	未払い	2,461,252	
280			岡山	倉敷東	2002年 2月28日	2015年 9月2日	1名	未払い	1,724,370	
281			新潟	長岡	1995年 2月9日	2015年 9月2日	1名	未払い	2,917,413	
282			千葉	千葉	2000年 5月24日	2015年 10月14日	1名	未払い	2,684,402	
283			茨城	水戸北	2001年 12月9日	2015年 10月26日	1名	未払い	2,320,887	
284	東京	中野	1993年 5月頃	2015年 10月28日	1名	未払い	3,838,319			
285	佐賀	唐津	1996年 6月20日	2015年 11月9日	1名	未払い	3,838,573			
286	東京	江東	1988年 12月22日	2015年 11月10日	1名	未払い	5,490,232			
287	三重	津	1992年 2月26日	2015年 11月12日	1名	未払い	5,405,932			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
288	振替加算の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	1995年 12月11日	2015年 11月13日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,031,676
289			宮崎	延岡	1994年 10月1日	2015年 11月30日		1名	未払い	3,453,000
290			大阪	吹田	1993年 2月28日	2015年 12月4日		1名	未払い	4,734,900
291			埼玉	川越	2010年 8月25日	2016年 1月7日		1名	未払い	743,548
292			東京	中央	2003年 4月17日	2016年 1月13日		1名	未払い	1,574,878
293			神奈川	横浜西	2005年 4月18日	2016年 2月16日		1名	未払い	1,817,688
294			兵庫	明石	1999年 8月18日	2016年 3月18日		1名	未払い	2,945,975
295			神奈川	高津	1988年 3月20日	2016年 3月30日		1名	未払い	5,112,866
296			群馬	高崎	1997年 8月7日	2016年 4月21日		1名	未払い	2,254,000
297			群馬	桐生	1993年 3月25日	2016年 4月21日		1名	未払い	3,775,692
298			埼玉	川越	1998年 11月8日	2016年 5月6日		1名	未払い	3,234,236
299			新潟	長岡	1993年 2月10日	2016年 5月19日		1名	未払い	4,605,931
300					1999年 10月21日	2016年 5月30日		1名	未払い	1,967,507
301			大阪	堺西	1994年 6月2日	2016年 6月8日		1名	未払い	3,244,047
302					1990年 10月頃	2016年 6月10日		1名	未払い	4,873,391
303			静岡	島田	1994年 1月19日	2015年 2月27日		1名	未払い	4,666,464
304			東京	江戸川	1997年 4月20日	2015年 4月17日		1名	未払い	2,455,083
305			北海道	札幌北	2008年 12月9日	2014年 7月3日		1名	未払い	855,294
306			愛知	豊川	2008年 6月頃	2015年 4月30日		1名	未払い	846,000
307			宮崎	延岡	1997年 9月1日	2015年 7月27日		1名	未払い	2,359,916
308			佐賀	唐津	2008年 9月8日	2015年 8月21日		1名	未払い	906,940
309	埼玉	春日部	2009年 3月3日	2015年 9月2日	1名	未払い	1,177,120			
310	岐阜	美濃加茂	1999年 5月9日	2015年 9月8日	1名	未払い	695,365			
311	静岡	静岡	2005年 9月25日	2015年 9月11日	1名	未払い	1,374,366			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
312	振替加算の誤り	確認・決定誤り	東京	江戸川	2007年 2月27日	2015年 9月11日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部から連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,188,503	
313			山口	宇部	2006年 1月28日	2015年 9月28日		1名	未払い	1,396,981	
314			宮城	仙台北	2006年 10月23日	2015年 9月30日		1名	未払い	1,234,080	
315					2007年 2月2日	2015年 9月30日		1名	未払い	1,188,485	
316			鹿児島	鹿児島南	2005年 10月31日	2015年 11月18日		1名	未払い	1,432,844	
317			北海道	帯広	2009年 8月1日	2015年 12月11日		1名	未払い	753,274	
318			鳥取	倉吉	2009年 2月8日	2016年 2月16日		1名	未払い	916,374	
319			群馬	高崎	2010年 2月10日	2016年 4月20日		1名	未払い	714,075	
320			再裁定の誤り	確認・決定誤り	京都	上京		1999年 8月13日	2014年 3月26日	○遺族厚生年金及び未支給年金の請求の際、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名
321	神奈川	高津			1991年 1月24日	2015年 5月29日	1名	未払い	22,859		
322	岐阜	多治見			2009年 7月2日	2014年 1月8日	1名	未払い	1,718,106		
323	北海道	札幌北			1997年 5月22日	2014年 1月14日	○事務センターからの連絡により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い		484,394
324					1996年 4月11日	2014年 8月29日		1名	未払い		965,892

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
325	再裁定の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	1995年 4月4日	2015年 10月19日	○機構本部から連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らし老齢年金に算入していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	856,379
326			神奈川	横浜南	1995年 9月7日	2016年 1月15日		1名	未払い	2,389,096
327			東京	立川	2008年 9月25日	2014年 5月8日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の判明に伴い記録の追加及び受給権発生日月の訂正を行うべきところ、受給権発生日月の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行いお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には受給権発生日月訂正の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	40,594
328			岡山	岡山西	2009年 11月10日	2014年 7月16日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の訂正に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	115,224
329			愛知	中村	1995年 3月20日	2014年 8月18日		2名	未払い	89,912
330			岐阜	大垣	1990年 11月20日	2014年 7月15日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の判明に伴い記録の追加及び受給権発生日月の訂正を行うべきところ、受給権発生日月の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧令共済記録判明時には受給権発生日月訂正の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,202,046
331			長崎	諫早	1991年 3月31日	2014年 11月12日		1名	未払い	2,665,011
332			大阪	堺東	2008年 10月21日	2015年 2月17日		1名	未払い	422,500
333			神奈川	横浜南	1988年 2月頃	2015年 6月5日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の判明に伴い記録の追加及び受給権発生日月の訂正を行うべきところ、受給権発生日月の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧令共済記録判明時には受給権発生日月訂正の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	659,199
334			大阪	天満	1992年 10月8日	2015年 1月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、共済加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録及び国民年金被保険者期間の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	347,500

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
335	再裁定の誤り	確認・決定誤り	大阪	玉出	1995年 8月22日	2015年 4月14日	○事務センターからの連絡により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	293,130
336			本部	機構本部 (支払部)	2010年 6月3日	2015年 5月18日	○再裁定の審査時に、厚生年金被保険者期間の訂正に伴い再裁定を行った際に、遺族共済年金の考慮漏れにより、年金選択に伴う停止処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金受給の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	242,341
337		未処理・処理遅延	三重	尾鷲	2014年 8月27日	2016年 6月13日	○お客様から問合せがあり、年金額仮計算書の提出を受けて本部に再裁定の進達をしたものの、内容に不備があり、本部から返戻されたが、これについて処理が遅延していたため、再裁定の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当部署より、お客様にお詫びの上説明しました。再度本部へ進達を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、機構本部から返戻された書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	726,625
338	年金選択の誤り	確認・決定誤り	和歌山	事務センター	2012年 10月1日	2013年 3月19日	○年金事務所から連絡があり、共済組合から支給される退職共済年金の職域年金相当額の確認不足により、お客様に不利な選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	253,957
339			大阪	八尾	2007年 11月8日	2014年 6月24日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金から支給される独自給付額の確認不足により、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	184,119
340			兵庫	事務センター	2015年 1月頃	2015年 5月1日	○年金事務所から連絡があり、年金選択時点以前に共済組合から支給されていた退職共済年金の金額の確認不足により、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択にかかる相談時において支給金額や添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	41,840
341			大阪	守口	2015年 1月21日	2015年 5月14日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に傷病手当金との調整についての考慮を漏らしたため、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択にかかる相談時において傷病手当金の受給について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	736,941
342			福岡	久留米	2015年 4月7日	2015年 7月27日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時に年金選択申出書の記入方法の説明を誤ったため、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会より委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	未払い	96,033

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
343	年金の支給停止処理等の誤り	確認・決定誤り	東京	新宿	2007年 5月17日	2015年 2月24日	○事務センターから連絡があり、遺族厚生年金の裁定時に、65歳以上で老齢基礎年金のみの受給の場合は選択関係がなく支払停止されないにもかかわらず、支払停止処理の入力を誤り、年金の支払いが停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。停止の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払停止処理を行う場合の要件確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,559,520
344			神奈川県	小田原	2007年 8月9日	2015年 5月1日	○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金の裁定時に、65歳以上で老齢基礎年金のみの受給の場合は選択関係がなく支払停止されないにもかかわらず、支払停止処理の入力を誤り、年金の支払いが停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。停止の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払停止処理を行う場合の要件確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,879,200
345			北海道	稚内	2015年 8月15日	2015年 10月15日	○お客様から連絡があり、市役所が介護保険料特別徴収データを転居者情報を含んだデータとすべきところ、死亡情報を含んだデータで作成したため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市役所に、再発防止策を策定するよう依頼しました。	1名	未払い	260,032
346			大阪	大阪広域 事務センター	2015年 7月30日	2015年 12月21日	○お客様から連絡があり、特別支給の老齢年金の決定時に、雇用保険の基本手当の受給が無い場合年金を支払わなくてはならないところ、誤って支払保留処理が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。保留解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金と雇用保険との調整の取扱いについて周知し、複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	953,779
347			兵庫	須磨	2014年 4月16日	2016年 1月7日	○内部点検により、所在不明者に係る支給停止処理を行う際、不在者財産管理人が選任されている場合は支給停止の対象にならないところ、誤って支給停止処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われた ●担当部署において、支給停止処理時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	103,179
348	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2015年 10月5日	2015年 11月4日	○他の部署から連絡があり、未支給年金の決定時に、旧厚生年金通算老齢年金と旧厚生年金遺族年金の併給限度額を誤って処理していたことにより未支給年金が過払いとなっていたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの文書を送付しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、選択処理時の併給限度額の確認及び未支給年金処理時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	287,799
349			福岡	福岡広域 事務センター	2015年 7月17日	2015年 11月19日	○遺族年金の相談時に、未支給年金請求書を処理する際、別人の基礎年金番号を入力したため、別人のお客様の年金が停止され、誤って未支給年金が支払われたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金請求書を処理する際は、対象者の基礎年金番号等の確認・入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	未払い	230,100
350	未支給年金の誤り	入力誤り	兵庫	事務センター	2016年 4月14日	2016年 4月13日	○機構本部から連絡があり、委託業者が未支給年金請求書の処理の際に入力項目を誤ったため、誤ってお亡くなりになった方の名前での年金の支払処理が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に再発防止策の策定を指示しました。	1名	未払い	1,782,482
351		説明誤り	熊本	熊本東	2016年 7月29日	2016年 8月2日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時に、未支給年金の請求に必要な添付書類の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
352	年金の振込金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2015年 5月25日	2015年 7月31日	○年金受給者の保佐人と面談した際、本来、保佐人の同意を得た上で提出すべき年金受給権者支払機関変更届を、保佐人の同意がないまま受付を行い処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様及び保佐人にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保佐人の指定する口座に年金を支払いました。 ●担当部署において、保佐人がいる場合の取扱いを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
353					2015年 3月31日	2015年 8月20日	○お客様から連絡があり、提出された住所・受取機関変更届の審査時に住基コードの確認により住所変更のみ処理不要として委託業者に回付していたところ、受取金融機関の変更についても処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行いました。 ●担当部署において、届書の審査時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
354			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2015年 8月19日	2015年 10月15日	○お客様から問合せがあり、船員保険の記録追加に伴う再裁定の処理時に受取金融機関の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	551,851
355			大阪	大阪広域事務センター	2015年 11月17日	2015年 12月9日	○お客様から問合せがあり、住所・受取機関変更届の処理時に統合前の旧基礎年金番号で処理を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	374,982
356			福島	事務センター	2015年 10月22日	2015年 12月21日	○お客様から問合せがあり、老齢厚生年金請求書の処理時に受取金融機関の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	74,353
357			大阪	大阪広域事務センター	2015年 9月28日	2016年 2月2日	○お客様から問合せがあり、提出された住所変更届の処理時に部屋番号の確認を漏らし、従前の住所に変更がないとして処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、住所変更届の処理時には、届書と記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
358			東京	事務センター	2016年 4月28日	2016年 8月1日	○お客様から問合せがあり、住所・受取機関変更届の処理時に受取金融機関の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	85,450

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
359	年金の振込金融機関・住所変更に係る誤り	入力誤り	広島	事務センター	2016年 7月13日	2016年 8月9日	○お客様から問合せがあり、委託業者が住所・受取機関変更届の処理時に受取金融機関の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に再発防止策の策定を指示しました。	1名	未払い	118,098
360			本部	機構本部 (障害年金 業務部)	2015年 7月16日	2015年 7月28日	○お客様から問合せがあり、委託業者が障害厚生年金請求書の処理時に漢字の登録を誤ったため、年金証書のお名前が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金証書をお客様にお渡ししました。 ●委託業者に再発防止策の策定を指示しました。	1名	—	0
361			兵庫	事務センター	2015年 11月2日	2015年 12月16日	○機構本部から連絡があり、委託業者が住所・受取機関変更届の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	71,600
362			宮崎	事務センター	2016年 4月25日	2016年 6月30日		1名	未払い	9,323
363			高知	事務センター	2016年 1月14日	2016年 2月2日	○機構本部から連絡があり、委託業者が住所変更届の処理時に住所の登録を誤ったため、誤った住所が記載された年金証書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	—	0
364	記録訂正の誤り	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2015年 10月13日	2015年 11月19日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録判明により年金記録の統合処理を行う際に、厚生年金基金加入員期間について誤って一般の厚生年金被保険者期間と訂正したため正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正処理時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,125
365			福島	事務センター	2014年 2月26日	2016年 2月24日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録判明による年金記録の統合処理において、年金受給者においては、本人の意思確認を行ってから記録の統合処理を行うべきところ、意思確認をしないまま統合処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の取り扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
366	記録訂正誤り	記録訂正誤り	熊本	熊本西	2008年 3月4日	2016年 1月5日	○お客様から問い合わせがあり、確認不足により誤って別人の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がそれぞれお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	5,170
367			本部	機構本部 (年金記録 企画部)	2014年 9月8日	2016年 3月24日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の統合処理について、確認不足により誤って別人の年金記録を統合処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
368	特別加給金の誤り	確認・決定誤り	広島	福山	1970年 1月1日	2014年 6月23日	○事務センターや機構本部から連絡があり、旧法老齢年金決定時に年金受給記録の確認不足から特別加給年金額の加算が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	561,673	
369			宮崎	延岡	1974年 11月6日	2015年 1月13日		1名	未払い	118,207	
370			長崎	諫早	1977年 1月1日	2015年 4月28日		1名	未払い	383,779	
371	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	2015年 2月13日	2015年 3月12日	○事務センターから連絡があり、国民年金被保険者の任意加入期間となるべき期間を強制加入としていたこと及びその期間に基づき誤って特別一時金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、被保険者記録を訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	76,050	
372	障害者特例制度の誤り	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	2015年 8月17日	2015年 12月1日	○共済組合から連絡があり、年金相談時に障害者特例制度についての考慮を漏らしたため、老齢年金の一部繰上げ請求が行うことができたにもかかわらず、全部繰上げ請求の案内のみを行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いとなっている年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害者特例制度の取扱いについて徹底するよう周知しました。	1名	過払い	116,043	
373	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	高知	事務センター	2015年 11月16日	2015年 12月8日	○内部点検を行っていたところ、死亡一時金の対象となる被保険者期間を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いとなった一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金の決定の際の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	170,000	
374		説明誤り	兵庫	尼崎	2016年 2月12日	2016年 2月12日		○お客様から問合せがあり、国民年金の納付済期間が要件を満たしていないため、死亡一時金が支給されないにもかかわらず、請求書の提出を案内し受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、死亡一時金の支給要件について周知徹底しました。	1名	—	0
375			千葉	市川	2016年 5月12日	2016年 6月9日		○事務センターから連絡があり、国民年金の納付済期間が要件を満たしていないため、死亡一時金が支給されないにもかかわらず、請求書の提出を案内し受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、死亡一時金の支給要件について周知徹底しました。	1名	—	0
376	年金給付関係通知書等の作成誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎北	1988年 3月15日	2015年 12月18日	○年金相談時に、昭和63年当時に被保険者期間を証明した通知書に記載された期間に誤りがあることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びし、ねんきん定期便で送付されている現在の期間が正しいことを説明しました。 ●担当部署において、被保険者期間の証明を行う際には、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
377		入力誤り	本部	機構本部 (年金相談部)	2015年 12月14日	2015年 12月28日		○お客様から連絡があり、委託業者が年金請求書の送付依頼の電話を受けた際、名字の聞き取りを誤り、そのまま入力処理を行ってしまったため、お客様に年金請求書が送付されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を送付しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	2名	—	0
378		通知書等の作成誤り	本部	機構本部 (給付企画部)	2015年 10月21日	2015年 11月4日		○お客様から問合せがあり、老齢福祉年金の振込通知書を作成する際、通知書の金額を誤って記載していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい金額を記載した振込通知書を作成し送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の点検について徹底するよう周知しました。	109名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
379	年金給付関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	佐賀	唐津	2015年 11月2日	2015年 11月10日	○内部点検により、年金証書の再交付の際、障害基礎年金の年金証書の再交付を行うべきところ、誤って障害厚生年金の年金証書の様式で作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年金証書を作成しお渡ししました。 ●担当部署において、年金証書作成時の様式の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
380			奈良	奈良	2015年 11月13日	2015年 11月16日	○内部点検により、年金証書の再交付の際、老齢基礎年金の年金証書の再交付を行うべきところ、誤って遺族・障害厚生年金の年金証書の様式で作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年金証書を作成しお渡ししました。 ●担当部署において、年金証書作成時の様式の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
381	年金給付関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	本部	機構本部 (年金記録 企画部)	2016年 2月22日	2016年 2月29日	○お客様から問合せがあり、基礎年金番号通知書及び年金証書を送付する際に、誤って別人に送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。誤って送付した年金証書を回収し、本来送付すべきお客様へ送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
382	年金給付関係通知書等の交付誤り	誤送付・誤送信	愛知	一宮	2015年 8月21日	2015年 8月24日	○年金相談時に、委託社労士が基礎年金番号や氏名等の確認不足により、別人の年金見込額回答票を混入して交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した回答票を回収しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	—	0
383			埼玉	熊谷	2016年 1月26日	2016年 1月26日	○年金相談時に、委託社労士が基礎年金番号や氏名等の確認不足により、別人の年金見込額回答票を混入して交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した回答票を回収しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	—	0
384			宮城	大河原	2016年 1月27日	2016年 1月27日	○年金相談時に、基礎年金番号や氏名等の確認不足により、別人の年金請求書受付控えを交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控えを回収しました。 ●担当部署において、書類の交付時には氏名等をマーカーでチェックするなど、マニュアルに沿った確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
385			北海道	事務センター	2016年 2月19日	2016年 2月24日	○年金相談時に、委託社会保険労務士が基礎年金番号や氏名等の確認不足により、別人の年金請求書受付控えを交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控えを回収しました。 ●担当部署において、書類の交付時には氏名等をマーカーでチェックするなど、マニュアルに沿った確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
386			東京	文京	2016年 2月16日	2016年 2月18日	○年金相談時に、委託社労士が基礎年金番号や氏名等の確認不足により、別人の受給権者支払記録回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した回答票を回収しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	—	0
387			宮崎	延岡	2016年 2月19日	2016年 2月19日	○年金相談時に、基礎年金番号や氏名等の確認不足により、別人の受給権者支払記録回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した回答票を回収しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
388	年金給付関係の書類管理誤り	受付時の書類管理誤り	埼玉	川越	2015年 10月5日	2016年 1月5日	○内部点検を行ったところ、再裁定報告書の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	10名	未払い	925,697
389		未処理・処理遅延	長野	事務センター	2014年 2月25日	2015年 7月3日	○お客様から問い合わせがあり、提出された仮計算書が記録訂正書類と一緒に処理済みとして保管され、本部に進達されないまま未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,247
390			愛知	一宮	2015年 3月9日	2015年 7月7日	○内部点検を行ったところ、記録訂正にかかる届書の提出勧奨が未処理のまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。事務センターへ回送を行い、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	6名	—	0
391			埼玉	大宮	2015年 3月23日	2015年 7月14日	○内部点検を行ったところ、記録訂正にかかる届書の提出勧奨が未処理のまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。事務センターへ回送を行い、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	24名	—	0
392			山形	米沢	2015年 4月頃	2015年 11月24日	○お客様から問合せがあり、市役所が未支給請求書及び死亡届の回付処理を行わなかったため、未支給年金請求書及び死亡届の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●市役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市役所から、再発防止策を策定したとの連絡がありました。	41名	未払い	4,607,445